

撤去等工事の助成金について

※申請前に事前相談をお願いします。(図面及び写真等の必要な資料をご持参ください)

I 助成対象(区が拡幅工事を行った場合、以下の助成が受けられます。)

(1) 後退用地内の下記①～③の撤去を行う場合。

- ①金属製柵、ネットフェンス
- ②万年塀、コンクリート塀、ブロック塀、大谷石積塀等（木塀を除く）
- ③土留めのためのコンクリート擁壁・石積擁壁

(2) 後退線上に、以下に該当する擁壁を設置する場合。（建築計画上の新たな土盛り部分は助成対象外）

ア. 後退用地内にある擁壁を撤去し、新たに後退線付近に擁壁を設置するとき。

イ. 前面道路と宅地の高低差が50cm以上あること。

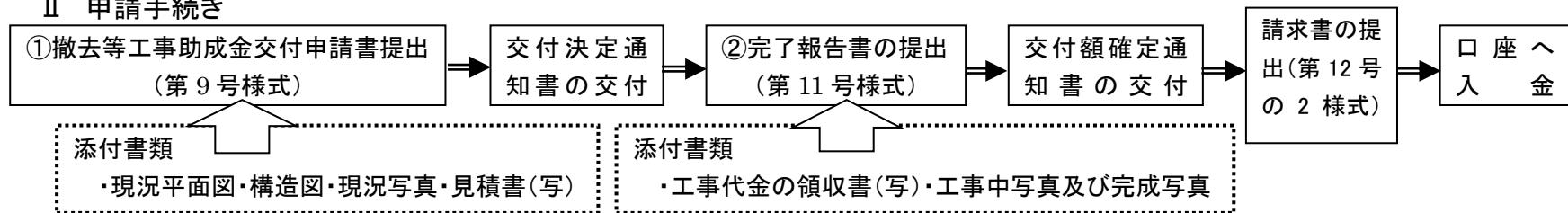
※高低差とは新たに擁壁を設置した後の宅地と前面道路との高低差をいう。ただし、当該高低差が既存宅地と前面道路との高低差を超える場合は、助成対象は既存宅地と前面道路との高低差までとなります。

(3) 建築に伴う拡幅整備以外の拡幅整備において、後退用地内にある水道のメーター及び止水栓を移設する場合。

※任意の拡幅整備又は路線別拡幅整備を選択した時のみ申請可

(4) 全ての助成額合わせて、助成額100万円（路線別整備は120万円）が限度額となります。

II 申請手続き



(1) 申請時期・期限

①撤去等工事助成金交付申請書 区が拡幅工事を行った日から拡幅整備の完了期間まで

②完了報告書 交付決定通知書を交付された日から拡幅整備の完了期間まで

※数量確認書類等不備にならないよう撤去等工事前に相談してください。

(2) 数量確認は写真で判定します。写真撮影は、別紙「撤去等工事助成に係る写真要領」を参照し、数量が確認できる遠景・近景写真を提出してください。(写真により数量等が確認できない場合は助成できません。)

(3) 見積書（契約書含）・領収書には内訳書（助成工種内訳）・作成日時・契約者（申請者）名が必須になります。

III 申請における注意点

- 撤去前・途中・撤去後の写真、見積書、領収書等の必要書類が不足している、又は内容が正しくない場合は助成できません。
- 助成額は実際に要した費用の全部又は一部になります。
- 各項目とも、助成単価と実際に要した工事費単価とを比較し、どちらか低い方の額になります。
- 撤去申請、擁壁設置申請及び水道施設の移設申請は、別に申請してください。
- 撤去等工事助成金交付申請書の数量の記載は、小数点以下2位までとし3位以下を切り捨てとします。
- 助成金額は、1,000円未満を切り捨てた額となります。
- 同じ項目について区の他の助成制度と重複して申請はできません。

（例：みどりのまちなみ助成制度の塀撤去、ブロック塀等除却工事等助成等）

※予算の範囲内での制度のため、助成が受けられない場合があります。

◎助成金の工種及び単価表

| 工事種別 | 形状・寸法 | 単価 | 工事種別 | 形状・寸法 | 単価 | |
|--------|-----------|----------------|-----------|-------------|-----------------|-----------|
| 1 撤去工事 | 金属製柵・フェンス | 高さ1.5m以上 | 1,500円/m | 2 擁壁設置工事 | 高低差0.5m以上1.0m未満 | 10,000円/m |
| | 塀（木塀除く） | 高さ1.0m以上1.8m未満 | 1,800円/m | | 高低差1.0m以上1.5m未満 | 22,000円/m |
| | | 高さ1.8m以上 | 3,600円/m | | 高低差1.5m以上2.0m未満 | 43,000円/m |
| | 擁壁 | 高さ0.5m以上1.0m未満 | 2,100円/m | | 高低差2.0m以上3.0m未満 | 64,000円/m |
| | | 高さ1.0m以上1.5m未満 | 4,800円/m | | 高低差3.0m以上 | 86,000円/m |
| | | 高さ1.5m以上 | 14,000円/m | 3 水道施設の移設工事 | 負担額の80パーセント | |

隅切り用地奨励金について

I 対象(区が拡幅工事を行った場合、以下の奨励金が受けられます。)

狭あい道路に接する東京都建築安全条例第2条の規定に係る隅切り用地（角敷地箇所）で、つぎの場合が対象です。

- 1 公道で、隅切り用地の所有権を区に寄付、又は区が無償で使用することを承諾した場合
- 2 私道で、隅切り用地を一般交通の用に供することを約し、L形側溝等を移設又は設置した場合

※予算の範囲内での制度のため、助成が受けられない場合があります。

II 申請手続き

隅切り用地奨励金交付申請書(第14号様式)の提出 ⇒ 交付決定通知書の交付 ⇒ 請求書(第15号の2様式)の提出 ⇒ 口座へ入金

申請時期・期限

区が拡幅工事を行った日から拡幅整備の完了期間まで

◎奨励金額(1箇所あたり)

- 1 公道（対象Iの1）の場合…20万円
- 2 私道（対象Iの2）の場合…5万円

お問合せ 目黒区都市整備部建築課

耐震化促進・狭あい道路整備係

電話 03-5722-9729(直)

R6.4